

令和5（2023）年8月31日開催

令和5年度

柏崎市農業委員会 第25期 第3回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第3回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年8月31日(木)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区)
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区)
議第7号 柏崎市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について
議第8号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午前9時30分

山崎事務局長

これより第27回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。欠席報告2人。現在の出席委員数は17人で、過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は27人であります。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会

議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、3 番 安野 検一委員、17 番 巻口 夏美委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 が、農業委員の〇〇 〇〇委員、申請番号 2 から 4 まだが、農地利用最適化推進委員の〇〇 〇〇委員に関する案件ですので、関係委員ごとに案件を分けて審議します。

まず、申請番号 1 の案件の審議を行います。

当該案件は、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇委員退席 －

議長

では、事務局の説明を求めます。

吉田主事

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可申請の申請番号 1 について御説明いたします。

申請番号 1 加納地内、10 筆、田及び畑、計 2,387 ㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、申請番号 2 から 4 までの案件の審議を行います。

当該案件は、〇〇委員に関する案件ですので、〇〇委員の退席を求めます。

－ 〇〇委員退席 －

議長

では、事務局の説明を求めます。

吉田主事

引き続き、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 2 から 4 について、御説明いたします。

申請番号 2 西山町浜忠地内、3 筆、田、計 368 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 3 西山町浜忠地内、6 筆、田、計 997 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 4 西山町浜忠地内、5 筆、田、計 469.99 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 2 から 4 について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 2 から 4 までの案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 2 から 4 までの案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 2 から 4 までの案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について御説明いたします。

申請番号 1 豊町地内、田、440 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請者の夫が以前から申請地の一部に物置を設置し利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。申請者につきましては、現在、申請地の北側に隣接する自己所有地に居住していますが、住宅の老朽化に伴い、申請地に一般個人住宅を建築、転居する予定となっています。また、既存の物置は、一般個人住宅の建築の際に取り壊す予定となっています。なお、転居後は、現在居住している自己所有地を売却する予定となっています。

申請番号 2 日吉町地内、2 筆、畑、計 39 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、昭和 59 年頃に申請者が宅地と併せて申請地に一般個人住宅を建築し、以降、住宅敷地の一部として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 安田地内、2 筆、田及び畑、計 203.5 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、昭和 30 年頃に申請者の先々代が申請地に庭を造成した後、昭和 57 年頃に物置を建築し、以降、隣接する宅地と併せて一般個人住宅の敷地の一部として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 4 城東一丁目地内、田、238 ㎡。宅地造成。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請者の亡き父が平成元年頃に申請地の一部を駐車場として舗装し、近隣住民への貸駐車場として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。今後、申請地において申請者の娘夫婦が一般個人住宅の建築を計画していることから、申請者が駐車場の舗装を撤去の上、宅地造成を行って娘夫婦に貸す予定となっています。議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 7 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条 事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土合新田地内、畑、303 ㎡。一般個人住宅。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が一般個人住宅の増築を予定していましたが、これを変更し、当初計画者の息子である承継者が一般個人住宅敷地として利用するものです。議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 長崎地内、2 筆、田、計 637 ㎡。貸駐車場。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初計画者の亡き夫が工務店を営んでいた関係で申請地を材料置場

及び作業場として利用する予定でしたが、これを変更し、承継者が貸駐車場として利用するものです。承継者は、古物回収、買取、販売などを行う〇〇〇〇の役員であり、申請地を個人名義で取得し、同法人に貸し付ける計画となっています。同法人は、申請地の北側に事務所及び資材置場がありますが、敷地内は資材が密集しており、重機、ダンプ等の作業通路も混在しているため、現在、来客用駐車場が確保できない状態となっていることから、申請地を来客用駐車場として利用する予定となっています。議第4号 第5条許可申請 申請番号2に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の4ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第3号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第4号 農地法第5条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書4ページを御覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 土合新田地内、畑、303 m²。一般個人住宅。第2種でございます。

議第3号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号2 長崎地内、2筆、田、計637 m²。貸駐車場。第2種でございます。

議第3号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号2に関連するものです。

申請番号3 大広田地内、2筆、畑、計363 m²。一般個人住宅。第3種でございます。

本件につきまして、渡人の息子である受人が、使用貸借権の設定により、申請地を一般個人住宅の敷地として利用するものです。

申請番号 4 平井地内、2 筆、田、計 167 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は申請地の南側に隣接する自己所有地に居住しており、宅地を拡張して申請地を家庭菜園兼冬季雪捨て場として利用する計画となっています。

申請番号 5 豊町地内、田、537 m²。宅地造成 3 区画、第 3 種でございます。

申請番号 6 豊町地内、2 筆、田、計 558 m²。宅地造成 3 区画、第 3 種でございます。

続きまして、議案書 5 ページを御覧ください。

申請番号 7 城東一丁目地内、田、33 m²。宅地造成。第 3 種でございます。

本件の受人は、先ほど許可が決定された議第 2 号 第 4 条許可申請 申請番号 4 の申請者と同じであり、本件の申請地を議第 2 号 第 4 条許可申請 申請番号 4 の申請地と併せて、受人の娘夫婦の一般個人住宅の建築敷地の一部として宅地造成を行う計画となっています。

申請番号 8 城東一丁目地内、田、21 m²。通路。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は渡人の息子であり、使用貸借権の設定により申請地を借り受ける計画となっています。申請地につきましては、赤道に隣接しており、この赤道は、付近に居住する渡人及び受人、並びに近隣住民の生活用通路として使われています。しかしながら、赤道の幅員が約 0.7m と狭く利便性が悪かったため、渡人の亡き夫であり受人の亡き父が、昭和 52 年頃より、赤道を拡張する形で申請地を通路の一部として整備し、現在はアスファルト及び砂利で舗装されています。このことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。本件の申請地につきましては、議第 2 号 第 4 条許可申請 申請番号 4 及び、議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 7 の申請地に隣接しており、主に受人が娘夫婦の住宅を往来する際の通路として利用することを予定しています。

申請番号 9 城東一丁目地内、田、3.43 m²。通路。第 3 種でございます。

本件につきましては、議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 8 の申請地と同様に、受人の亡き父が、昭和 52 年頃より申請地を通路の一部として整備し、現在は砂利で舗装されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 10 西山町北野地内、畑、199 m²。境内地の拡張。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は渡人が代表役員を務める宗教法人であり、使用貸借権の設定により申請地を借り受ける計画となっています。受人が運営する寺院は、参拝者用の駐車場や庭園を手入れするための道具の保管庫、住人の自家用車用の車庫を必要としています。寺院敷地内ではスペースを確保することが困難なことから、昭和 44 年頃より、寺院敷地に隣接する申請地を駐車場、物置及び車庫敷地として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 11 城東二丁目地内、田、1,031 m²。駐車場の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は城東二丁目地内において貨物自動車運送事業を行っております。受人は、事業拡大に伴い大型車両の増台を計画していますが、現在の事務所敷地内では駐車場のスペースが不足していることから、事務所敷地に隣接する申請地を利用し、駐車場を拡張する計画となっています。

申請番号 12 豊町地内、3 筆、田、計 992.55 ㎡。送電線張替工事に伴う工事用地のための一時転用。第 3 種でございます。

続きまして、議案書 6 ページを御覧ください。

申請番号 13 藤井地内、田、3,048 ㎡。工場。第 2 種でございます。

受人につきましては、〇〇市に本社を置く製造業者で、柏崎市内では藤井地内に有する 2 つの工場において、エアコンのプラスチック成型品を製造しております。現在、受注が拡大している中で、既存の 2 つの工場だけでは需要に対応することができないことから、新たな工場の建設を計画しており、既存の工場に近接する申請地を取得して、申請地に隣接する自己所有地と共に工場敷地として利用するものです。

本件につきましては、3,000 ㎡を超える農地転用となりますので、本総会の議決をもって、県農業会議に諮問いたします。また、3,000 ㎡を超える開発であることから、農地転用許可申請と並行して、都市計画法に基づく開発行為許可申請がなされております。県農業会議への諮問の結果、異議がない場合、会長の専決により、都市計画法に基づく開発行為許可と同日付けで本件の許可が決定となることを、併せて御諮りさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定につ

いて（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）」について、事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 7 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）（県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後 2 ヶ月以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田（5 筆） 2,222.00 m²。9、関係人の数、受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 1 人。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 5（2023）年 9 月 15 日。農用地利用集積計画変更の明細は、8 ページに記載のとおりです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の案件について、事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について、事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）」について、事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 9 ページを御覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地

利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）（県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（12筆） 10,754.00 m²。9、関係人の数、受人1人、渡人1人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和5（2023）年9月15日。農用地利用集積計画変更の明細は、10ページに記載のとおりです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第6号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第6号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第7号 柏崎市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書11から23ページを御覧ください。議第7号 柏崎市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について御説明いたします。

当市のあっせん基準については、昭和49年5月13日に県知事の認定を受けて以来、11回の変更を行い、現在に至っております。先回の本基準の変更は令和2年8月であり、3年経過いたしていることから、まず、この変更の対象となる「農地移動適正化あっせん基準」と「農地移動適正化あっせん事業」の概要を簡単に申し上げます。

「農地移動適正化あっせん事業」は、農業委員会等に関する法律及び農業振興地域の整備に関する法律の計画に基づき農業委員会が実施する事業です。

農業委員会が、農地の売買や貸借を希望する農家の間に立ってあっせんをし、農業経営の規模拡大などに向け農地等の権利移動を方向づけます。対象となる農地や農家などの要件を「あっせん基準」として作成しているものです。

この度の変更案は、令和 5 年 4 月 1 日から施行された国の通達及び通知（「農地移動適正化あっせん事業実施要領（昭和 45 年 1 月 12 日付け 44 農地 B 第 3712 号農林事務次官依命通達）」及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について（昭和 45 年 4 月 30 日付け 45 農地 B 第 953 号農林省農地局長通知）」）の一部改正を踏まえた上でのものとなります。

次に、変更の内容を申し上げます。主な変更点は、令和 5 年 4 月 1 日に施行された「農業経営基盤強化促進法」の一部改正による「地域計画」を定めた後の「地域計画の区域内」の基準について変更したものととなります。

第 3 条、農用地等の権利を取得させるべき者の一部を削除。

第 4 条、あっせん優先順位事項を修正。

第 5 条、地域計画の区域内において、農用地等の権利を取得させるべき者の要件を追加。

第 6 条、あっせん譲受け等候補者名簿の作成事項を追加。

第 7 条、地域計画の区域内において、利用権の設定等についてのあっせんの申出等があった場合は、農地中間管理機構の活用を促す記載を追加。

そして、条文上「申出」の送り仮名の記載を統一しました。

変更内容は以上となります。具体的な内容については、次の新旧対照表を御覧ください。

また、この変更にあたっては関係機関の意見を聞くことになっており、この度も、新潟県柏崎市農業普及指導センター、柏崎市、柏崎土地改良区、えちご中越農業協同組合の 4 者に御尋ねし、いずれも意見がない旨の回答を得ております。

なお、総会での議決後、県知事に変更認定の申請を行うこととなりますが、県の審査において、部分的に加除、修正を求められる可能性があります。つきましては、議決をいただいた箇所を含む、簡易的な加除、修正については、会長専決できる旨の議決も併せてお願いしたいと思います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 7 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議長

議第 7 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 8 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について」、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 23 から 25 ページを御覧ください。議第 8 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について、御説明いたします。

「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進 3 カ年（令和 4～6 年度）運動」に基づく普及推進計画、令和 5 年度 柏崎市農業委員会情報活動（全国農業新聞普及活動）計画です。

情報活動の根拠と趣旨、1、情報活動の根拠、農業委員会等に関する法律 第 6 条第 3 項第 2 号に規定されており、農業一般に関する情報提供を所掌事務とする。

2、情報活動の趣旨、情報活動は、農業委員会が、農業者の代表機関として、農業の発展、農業者の地位の向上を図るという観点から行うものであり、農業者や農業団体のみならず、それ以外の者に対しても農業及び農業者に関する正確な知識、情報を普及することが求められている。（農業委員会法の解説より抜粋）

3、令和 4（2022）年度の活動結果、(1)活動、目標部数 170 部に対して、令和 5 年 3 月末現在 139 部。これは、農業委員、推進委員の購読を含んだ数です。「農業委員、農地利用最適化推進委員一人が 1 年間に 1 部以上の購読者を獲得する」に対して、目標達成委員は 5 名でした。

(2)目標達成に至らなかった要因としては、購読中止者の増加が挙げられます。購読者の高齢化、死亡、すでに他の新聞を購読済みなどの理由です。令和 4 年度新規購読数 6 部に対し、購読中止は 17 部でした。

4、新潟県全体の令和 5 年 12 月購読者部数の目標（新潟県農業会議普及推進要領より）は、新潟県全体で 4,200 部（16%減）となっています。参考として、令和 4 年 12 月部数の目標は、5,000 部でした。

5、柏崎市農業委員会の今年度目標について、購読部数は 150 部です。農業委員・農地利用最適化推進委員一人が 1 年間に 1 部以上の新規購読申込みを確保することとしたいと思っています。8 月時点の購読部数は 140 部です。毎年農業会議でも目標を一割程度落としていることから、柏崎市では、昨年の 170 部から今年度は 150 部としました。農家戸数の減少や購読者数の推移を見て、減らしたところであります。

6、普及拡大へ向けての具体的な方法、農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区を基本として活動をする。

(1) 推進対象者は、幅広い農業者を対象として活動する。(認定農業者、集落のリーダー、農業者、農業法人の構成員、行政書士、司法書士など)

(2) 普及強調月間は、全国農業会議所、新潟県農業会議の期間と連携し、前期は令和5年9月から11月までと、後期は令和6年1月から2月までとしています。

(3) 活動方法等については、普及資材や見本紙を使った戸別訪問の実施。購読推進トライアル(3か月間無料の試読)の活用などがあります。また、購読申込みを希望される方に申込書を記入してもらいます。

口座は、J A以外の金融機関での口座引落しも可能です。購読料は、1ヶ月700円です。

(4) 情報活動による活動費。普及推進にかかる経費は、農業委員会の申請に基づき全国農業新聞新潟県支局から、上限を1万5千円としていただけます。本日お配りしたバックの中に入っているお茶と、3ヶ月無料チラシを作成するための用紙代を申請いたしました。また、新規申込みを勧奨された農業委員、推進委員に対し、申込1部につき、全国農業新聞よりクオカード500円1枚が進呈されます。新規委員の場合は、千円分になります。(2)の普及強化月間中に新規申込を勧奨された委員に対しては、申込1部につき、全国農業新聞より、クオカード千円が進呈されます。

本日、椅子の上に物品と書類が入ったトートバックを配布いたしましたが、バックの中に書類の入ったクリアファイルがあります。こちらを御覧ください。「全国農業新聞普及資材等の内容」が一番上にあります。普及資材1から4までと普及推進資材1から5までは、普及推進の際に相手方に渡していただく資材などです。作業用軍手、オリーブオイルハンドクリームがそれぞれ2セット、クリアファイル1は先ほどのもの、エコバック1というのは、このトートバックのことです。他に見本の新聞が1部、農業経営という情報に肥料を撒く、申込書、お試しの無料用の申込書が表に記載の部数ずつ入っています。申込書は2種類ありますが、どちらを使用していただいてもかまいません。「全国農業新聞を読もう！紙面徹底パンフレット」は委員用の参考資料です。御活用ください。

また、本日、机の上に御配りした資料の中に「購読者名簿」があります。個人情報ですので、取扱いに注意していただきながら普及推進に使用していただきたいと思います。9月中止と記載がある方は、購読を辞める予定の方です。

普及資材が足りなくなりましたら、事務局へ御連絡ください。追加分を御渡しします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

No.9 堀 正則推進委員

今ほど説明がありました中で、全国農業者新聞購読者名簿について質問があります。農業者新聞の購読者を増やすという活動の中で、私の地域におきまして、すでに亡くなられていて、農業自体をその家の方は辞めているお宅があります。若手の方もいらっしゃるようですが勤めているので、日々の中で農業新聞を読んで活用するということはないのではないかと考えております。亡くなられた旦那さんが購読しておられたので、奥様がそのまま購読していると思うのですが、こういった状況で購読を辞めたいかがですかということとは言うべきでしょうか。このまま購読してもらっていてもいいものなのでしょうか。事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

吉田主事

御質問ありがとうございます。

購読の中止については、今購読されている方の意思に任せるということをお願いしたいと思います。

No.9 堀 正則推進委員

推進委員という立場の中で、辞めたいかがですかということと言わない方がいいということではよろしいでしょうか。

購読者が亡くなられて４年ほど経つと思います。そういった状況の中で、この家の中で引き続き農業新聞が生活上必要で、購読したいのであれば、奥様の名前に変えていただくとか、息子さんの名前に変えていただくとか、話すべきなのか。そうなった時に、もう辞めますとなれば、分かりましたと言うべきなのか、黙っておくべきなのか、その辺はいかがでしょう。

山崎事務局長

御質問をいただきありがとうございます。

新聞の購読については、先ほど冒頭に吉田の方から申し上げましたように、農業委員会等に関する法律 第６条第３項第２号に基づく法令業務になっております。とは言え、堀委員がお話くださったような地域の方の状況というのは、委員の皆さんがよく把握していることだと思います。委員会としては、目標の部数を掲げながら購読の部数の増加を目標としておりますが、皆さんの身近な方や農家の方の御事情を踏まえながら、御判断をいただければと思います。以上です。

No.9 堀 正則推進委員

前向きな解釈としまして、本人が亡くなられているので、引き続き購読をしないのであれば、辞めてもらって結構ですよということを申し上げて、さらにその担当地区の推進委員がその分をプラスして他の部分で購読数を増やすといった努力をし活動をするということの方がベターだと感じます。そういう活動の方向性でよろしいでしょうか。

No.3 安野 検一農業委員

今ほど堀委員が言われているのは、議案書の 25 ページの 6 の(1)で推進対象者とうたっているところがあり、ここに幅広い農業者を対象とするとあります。離農して、新聞の購読を辞める方法がわからなくて継続している方がいらっしゃるのではないかと。推進対象者を幅広い農業者とうたっている以上は、農業から離れた人に無理して購読してもらう必要はないと思います。最終的には、本人の判断で購読するか決めることですが、離農した方に対して、農業委員や推進委員が一言声をかけてもいいのではないですかといったことではないでしょうか。

山崎事務局長

安野委員ありがとうございます。

堀委員が今おっしゃっている対象の方を後ほど事務局にお知らせくださることはできますか。お話を伺いながら事務局と相談をさせてもらって、どんな対応がふさわしいのか判断をさせていただければと思っております。後ほどお時間をいただければと思います。

No.9 堀 正則推進委員

分かりました。そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 8 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 8 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午前 11 時 10 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____